

■■■ お客様へ ■■■

● 2025年2月8日(土) 18時から、2月10日(月) 9時まで
マクロスジャパン本社 電気設備点検に伴う全館停電により
休業時の緊急リモート作業を実施することができません

緊急以外のお問い合わせは 2月10日(月)9:00以降サポートセンターへ
緊急の場合は 090-3816-6748 へ



ご協力お願いします

● 訪問診療等・オンライン診療・外来診療(通常とは異なる動線)等導入について

今までは、オン資格端末や顔認証付リーダーを医療機関内から持ち出すことができないため、訪問診療やオンライン診療を行っている患者さんからはマイナポータルを通じた各種情報の参照が出来ずにいましたが、訪問診療やオンライン診療を受けている患者さんでもオンライン資格確認ができる「マイナ在宅受付 Web」が使用できるようになりました。

Mac24 電子カルテをご利用のお客様は、サポートセンターで設定いたします
ご連絡ください

① 利用開始手順

オン資格端末にて操作が必要です。

オンライン資格確認等システムPCからオン資格(本番環境)に管理者ログインします。

マイナ在宅受付 web にアクセスするための URL や二次元バーコードをダウンロードします。

参考資料 <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000327588.pdf>

② 患者宅操作手順

ダウンロードした URL や二次元バーコードをお手持ち(又は患者)のモバイルやタブレットで読み取ります。

※このサービスのご利用には事前にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録が必要です。まだ登録がお済みでない患者様には、マイナポータルサイトで健康保険証利用の登録をするように伝えてください。

使用例:

- ① 在宅訪問診療時、往診時、オンライン診療時に事前に患者様の保険の情報が取得可能です
- ② 発熱外来の患者様が、オン資格顔認証付カードリーダーまで移動できない場合、保険の情報が取得可能です
- ③ オン資格端末故障時、保険の情報が取得可能です

● 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し(案)が公開されました

中医協 総-8-3
7. 1. 29

医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

	令和6年10月 ~ 令和7年3月	令和7年4月 ~
医療DX推進体制整備加算	医療DX推進体制整備加算1 11点 医療DX推進体制整備加算1(歯科) 9点 医療DX推進体制整備加算1(調剤) 7点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。 (経過措置 令和7年3月31日まで)	医療DX推進体制整備加算1(医科) 12点 (歯科) 11点 (調剤) 10点 医療DX推進体制整備加算2(医科) 11点 (歯科) 10点 (調剤) 8点 医療DX推進体制整備加算3(医科) 10点 (歯科) 8点 (調剤) 6点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。
	医療DX推進体制整備加算2 10点 医療DX推進体制整備加算2(歯科) 8点 医療DX推進体制整備加算2(調剤) 6点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。 (経過措置 令和7年3月31日まで)	医療DX推進体制整備加算4(医科) 10点 (歯科) 9点 医療DX推進体制整備加算5(医科) 9点 (歯科) 8点 医療DX推進体制整備加算6(医科) 8点 (歯科) 6点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) 〔※〕電子処方箋要件なし
	医療DX推進体制整備加算3 8点 医療DX推進体制整備加算3(歯科) 6点 医療DX推進体制整備加算3(調剤) 4点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。 (経過措置 令和7年3月31日まで)	
	在宅医療DX情報活用加算(※) 10点 在宅医療DX情報活用加算(歯科訪問診療料) 8点 〔※〕在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(II)の2、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。 (経過措置 令和7年3月31日まで)	在宅医療DX情報活用加算1(医科) 11点 (歯科訪問診療料) 9点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。
		在宅医療DX情報活用加算2(医科) 9点 (歯科訪問診療料) 8点 〔施設基準(医科医療機関)〕(要旨) 〔※〕電子処方箋要件なし

あくまでも見直し案です
事前情報としてご確認ください

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10~12月	令和7年1~3月	令和7年4~9月
利用率実績	令和6年7月~	令和6年10月~	令和7年1月~※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
 ※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
 ※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

中医協:令和7年1月29日発 <https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001388387.pdf>

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711E-mail : support@macros.co.jp

Website : <https://macros.co.jp>